

## 公益財団法人理想教育財団奨学生選考基準

1. 人物 人物に優れて、品行方正なこと。
2. 学力 勉学意欲があること。
3. 健康 就学十分に耐えうると認められること。
4. 収入 受給希望者の世帯人員の所得金額の合計が600万円未満であること。

### (1)世帯人員の認定

同居・別居を問わず、本人と生計を同一にする者を世帯人員とする。

### (2)所得金額等の定義

**所得金額(A)** 収入金額から必要経費を控除した金額であり、(3)の収入の種類及び(4)によって算定した金額の合計額。

**特別控除額(B)** 本人や本人以外の就学者、及び世帯の特別な事情に関して所得金額から控除することを認められる金額。(別表1)

**認定所得金額(C)** 所得金額から特別控除額を差し引いた金額。

### (3)所得金額の算定

#### (ア) 給与収入の場合

$$\text{所得金額} = \text{給与収入金額} - \text{給与所得控除額}$$

#### ① 家計支持者が1人だけで給与収入者である場合

または、家計支持者が2人以上いて、いずれも給与収入者である場合で、  
年間収入金額が高い方

収入金額	控除額
268 万円未満	収入金額と同額
268 万円以上 401 万円未満	収入金額×0.2 + 214 万円
401 万円以上 782 万円未満	収入金額×0.3 + 174 万円
782 万円以上	408 万円

#### ② 家計支持者が2人以上いて、いずれも給与収入者である場合で、年間収入金額が低い方

収入金額	控除額
66 万円未満	収入金額と同額
66 万円以上 164 万円未満	65 万円
164 万円以上 181 万円未満	収入金額×0.4
181 万円以上 361 万円未満	収入金額×0.3 + 18 万円
361 万円以上 661 万円未満	収入金額×0.2 + 54 万円

(イ) 給与収入以外の収入の場合

$$\text{所得金額} = \text{所得証明書の所得金額} (\text{収入金額} - \text{必要経費})$$

||

市県民税の賦課の基礎となった金額

(4) 所得金額算定上の注意

- (ア) 所得金額は、2024年1月から2024年12月までの1年間の金額とする。ただし、2025年1月以降の就職・転職・失業等により収入状況に変動があった場合は、出願時点の収入状況に基づき算定する。
- (イ) 事業所得の専従者給与は必要経費に加算する。
- (ウ) 生計を一にする者の収入金額に1万円未満の端数が生じたときは切り捨て、控除額に1万円未満の端数が生じたときは四捨五入する。
- (エ) 生計を一にする者の所得を合わせて算定する。
- (オ) 収入金額から必要経費を控除した金額がマイナスとなる場合の所得金額は、0円とする。

(5) 選考基準

所得金額(A)から特別控除額(B)を差し引いて認定所得金額(C)を算定し、下表の収入基準額(D)－認定所得金額(C)が高い者から順に、予算の範囲内で採用する。

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
収入基準額(D)	103万円	165万円	190万円	206万円	221万円	234万円	246万円

※ 世帯人員が7人を超える場合は、その超える人数1人につき 11万円を加算する。

(別表1)特別控除額

両親がいない	所得金額に関わらず採用				
母子・父子家庭	99万円				
本人	39万円				
就学者 (本人を除く)	小学校 31万円				
	中学校 46万円				
			自宅通学	自宅外通学	
	高等学校		公立	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
	高等専門学校	1～3年次	公立	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
		4・5年次 ・専攻科	公立	43万円	72万円
			私立	87万円	116万円
	大学		公立	74万円	121万円
			私立	133万円	180万円
	専修学校	高等課程	公立	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
専門課程		公立	36万円	81万円	
		私立	102万円	147万円	
障がい者	障がいのある人1人につき 99万円				
長期療養者	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
家計を支えている人の 単身赴任等による別居	別居のため特別に支出している年間金額 (ただし71万円を限度とする)				
火災、風水害、 盗難等の被害	支出増又は収入減と認められる年間金額				

※就学者控除の特例

子供(就学者、就学前の子)が2人を超える世帯については、その超える人数につき申込者本人に係る特別控除額(39万円)に50万円を加算した金額を乗じた額を更に控除できます。

【例】子供が3人の場合 → (39+50)万円×(3-2)人=89万円の控除を受けられる。

(別表2)収入判定の流れ

所得金額 A		特別控除額 B				認定 所得金額 C	収入 基準額 D		選考基準																																													
給与収入	<p>・家計支持者が1人だけで給与収入者である場合 ・家計支持者が2以上人いて、いずれも給与収入者である場合で、年間収入金額が高い方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">収入金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">268万円未満</td> <td colspan="2">収入金額と同額</td> </tr> <tr> <td>268万円以上</td> <td>401万円未満</td> <td>収入金額×0.2</td> <td>+214万円</td> </tr> <tr> <td>401万円以上</td> <td>782万円未満</td> <td>収入金額×0.3</td> <td>+174万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">782万円以上</td> <td colspan="2">408万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・家計支持者が2以上人いて、いずれも給与収入者である場合で、年間収入金額が低い方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">収入金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">66万円未満</td> <td colspan="2">収入金額と同額</td> </tr> <tr> <td>66万円以上</td> <td>164万円未満</td> <td colspan="2">65万円</td> </tr> <tr> <td>164万円以上</td> <td>181万円未満</td> <td colspan="2">収入金額×0.4</td> </tr> <tr> <td>181万円以上</td> <td>361万円未満</td> <td>収入金額×0.3</td> <td>+18万円</td> </tr> <tr> <td>361万円以上</td> <td>661万円未満</td> <td>収入金額×0.2</td> <td>+54万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※収入金額の1万円未満は切り捨て、控除額の1万円未満は四捨五入する。</p>	収入金額		控除額		268万円未満		収入金額と同額		268万円以上	401万円未満	収入金額×0.2	+214万円	401万円以上	782万円未満	収入金額×0.3	+174万円	782万円以上		408万円		収入金額		控除額		66万円未満		収入金額と同額		66万円以上	164万円未満	65万円		164万円以上	181万円未満	収入金額×0.4		181万円以上	361万円未満	収入金額×0.3	+18万円	361万円以上	661万円未満	収入金額×0.2	+54万円	両親がいない	所得金額に関わらず採用				所得金額から特別控除額を差し引いた額(A-B)	世帯人員(人)	収入基準額(万円)	収入基準額から認定所得金額を差し引いた額(D-C)が高い者から順に予算の範囲で採用する
		収入金額		控除額																																																		
		268万円未満		収入金額と同額																																																		
		268万円以上	401万円未満	収入金額×0.2	+214万円																																																	
		401万円以上	782万円未満	収入金額×0.3	+174万円																																																	
		782万円以上		408万円																																																		
		収入金額		控除額																																																		
		66万円未満		収入金額と同額																																																		
		66万円以上	164万円未満	65万円																																																		
		164万円以上	181万円未満	収入金額×0.4																																																		
181万円以上	361万円未満	収入金額×0.3	+18万円																																																			
361万円以上	661万円未満	収入金額×0.2	+54万円																																																			
母子・父子家庭	99万円				1	103																																																
本人	39万円				2	165																																																
就学者 (本人を除く)	小学校		31万円		3	190																																																
	中学校		46万円		4	206																																																
	高等学校	公立	39万円	69万円	5	221																																																
		私立	88万円	118万円	6	234																																																
	高等専門学校	1~3年次	公立	39万円	69万円	7	246																																															
		4・5年次・専攻科	公立	43万円	72万円	以降1人につき11万円を加算する																																																
	私立	87万円	116万円																																																			
	大学	公立	74万円	121万円																																																		
		私立	133万円	180万円																																																		
	専修学校	高等課程	公立	39万円	69万円																																																	
専門課程		公立	36万円	81万円																																																		
私立	102万円	147万円																																																				
障がい者	障がいのある人1人につき 99万円																																																					
長期療養者	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額																																																					
家計を支えている人の単身赴任等による別居	別居のため特別に支出している年間金額(ただし71万円を限度とする)																																																					
火災、風水害、盗難等の被害	支出増又は収入減と認められる年間金額																																																					
給与収入以外の収入	所得金額=所得証明書の所得金額(収入金額-必要経費)    市県民税の賦課の基礎となった金額																																																					

【例】父(給与収入374万8千円)、母(給与収入101万4千円)、本人(中学3年生)、小学生の4人世帯の場合

所得金額 A		特別控除額 B				認定 所得金額 C	収入 基準額 D		選考基準
<p>○父の給与所得算定 ⇒収入金額:374万円(1万円未満切り捨て) ⇒控除額 :374万円×0.2+214万円=289万円(1万円未満四捨五入) ⇒所得金額:374万円-289万円=85万円</p> <p>○母の給与所得算定 ⇒収入金額:101万円(1万円未満切り捨て) ⇒控除額 :65万円 ⇒所得金額:101万円-65万円=36万円</p> <p>よって世帯の所得金額Aは、85万円+36万円=121万円</p>		本人:39万円	小学生:31万円	よって特別控除額Bは、39万円+31万円=70万円		121万円 -70万円 =51万円	4人世帯 206万円	206万円 -51万円 =155万円	